

## 8月13日からの大雨被害による災害救助法の適用について

平成24年8月14日  
京都府健康福祉部  
健康福祉総務課  
(075-414-4548)

宇治市から、8月13日からの大雨被害による災害救助法の適用について要請があったことを受け、本日付けで災害救助法の適用を決定しましたのでお知らせします。

### ◆適用基準

災害救助法施行令第1条第1項第4号

〔多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準（避難して継続的に救助を必要とすること）に該当すること〕

※ 床上浸水等の世帯数の集計には時間を要するため、被害を受けた世帯数に基づく適用ではなく、上記基準での適用を決定